

「下関市障害者計画・下関市障害福祉計画（第7期）・下関市障害児福祉計画（第3期）」（案）へのパブリックコメント実施結果について

- 1 意見募集期間 令和5年12月11日（月）～令和6年1月11日（木）
- 2 意見応募状況 意見応募者数 2名 意見件数 4件
- 3 意見の要旨とこれに対する市の考え方

No.	頁	項目等	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	14	療育手帳所持者数の状況 療育手帳所持者数は、「A」判定、「B」判定ともに増加傾向にありますが、「B」判定が約6割を占め、その割合は年々高くなっています。	「B」判定の割合が高くなっているのは、「A」判定にすると手当対象が増えてしまうから、「A」判定を増やさないようにしようといった考え方が無いといえるでしょうか。判定する面談についても疑問があります。 私の家族は軽度知的障害で、意思表示も日常会話もできるのは有難いことです。しかし面談において、「話ができる」から「しっかりしている」となり「B」判定でした。確かに自分の好きなことに関してはたくさん話せます。しかし自分で考えて食事の準備はできないし、ひとりにしておくとう水分をとることやトイレに行くことも失念するし、てんかんの病気もあるので、突然意識消失して倒れ大けがをしたことが何度もあります。なので、知的障害そのものは「軽度」でも、重度の方と同じくらい常に見張り、声かけ、生活の全てを支える必要があります。それでも「B」判定。そして「B」というだけでももらえない手当もある。納得できません。	療育手帳の障害程度につきましては、18歳未満は児童相談所、18歳以上は知的障害者更生相談所において、国の基準を踏まえ、ご本人やご家族からの聞き取りのほか、知能指数や医師による診察などをもとに、客観的、総合的に判定されていますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
2	21	地域支援体制の推進 外見からは周囲の人が気づきにくい障害のある人については、その障害の特性や必要な配慮などに関し、一層の理解が求められています。	周囲から気付かれにくい障害に対して理解を求めたいのは、一般の市民の方よりも、障害の程度を判断する方々に理解を求めたいです。	療育手帳の判定につきましては、No.1で回答いたしましたとおりでありますが、いただいたご意見については、関係機関とも共有し、国の基準に関連する点は、国への要望を検討したいと考えています。

No.	頁	項目等	意見の内容	意見に対する市の考え方
3	27	<p>日常生活における支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手当・給付金の実施 ・ 経済的負担の軽減 	<p>なぜこういった手当やサービスは「重度」や「療育手帳A」に限定されるものが多いのでしょうか。「軽度」や「療育手帳B」の人は支援が不要だと思われるのでしょうか。</p> <p>外見から気付きにくい障害を持つ人の多くは「療育手帳B」に分類され、理解されにくく、手当ももらえずという状況です。</p> <p>障害者雇用が増えて、それは素晴らしいことですが、「療育手帳B」や「軽度障害」だからといって働ける人ばかりではありません。ひとりでは生活できず、外出もままならず、収入もなく、家族が常時見ておかなければならない人もいます。もっと「療育手帳B」や「軽度障害」の現状に注目してください。自助には限界があります。</p> <p>「療育手帳B」や「軽度障害」というだけで、使えるサービスも少なく疎外感を感じますし、今ヤングケアラーが注目されていますが、アダルトケアラーも大変だということを知ってほしいです。</p> <p>そして改めて「A」だとか「B」だとかでサービスが違いすぎる点において少しでも見直しをしていただければ、もしくは療育手帳の審査のやり方を改めたり、病気（てんかん等）がある人の生活も理解していただければと思います。</p>	<p>特別障害者手当などの各種手当・給付金につきましては、各法律、認定基準等に基づいて、支給要件を満たしている方に支給されています。</p> <p>これらの手当・給付金は、地域による差異が生じることがないように、国において統一的に実施されています。</p> <p>また、本市が実施している各種制度におきましては、限られた予算の中ですが、可能な場合には、制度の見直しや、新設を行っておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、いただいたご意見については、国の基準に関連する点は、国への要望を検討したいと考えています。</p>
4	32	<p>民間による障害児通所支援事業の整備促進</p>	<p>民間事業者に対しては、経営が維持できるよう、必要補助等を充実すべきである。特に職員の確保や給与の充実が求められているところであり、十分な配慮が必要である。一般的ではあるが、様々な障害者事業も公から民へとの方向であり、ビジネスとして成り立つような環境整備が求められていると考える。</p>	<p>障害福祉サービス事業や障害児通所支援事業については、基本的に国が定める介護給付費等の報酬で運営されることとなります。</p> <p>しかしながら、近年の光熱水費や物価の高騰などにより、民間事業所の事業費の負担が大きくなっていますので、経営が維持できるように、光熱費の助成など、必要に応じて本市独自の対応を行っています。</p>